

お知らせ

除雪に関するお願い

市では、冬期間の生活道路を確保するため、事故防止に努めて除雪作業を実施しています。

除雪作業は、おおむね12cm以上の積雪を基準として早朝に実施しますが、一部地域や積雪状況によっては日中に実施することもあります。効率的な除雪を実施するためにご協力をお願いします。

除雪された雪が各戸の出入口をふさぐことがありますので、各戸で排雪してください。

作業中は危険ですので、除雪車には近づかないでください。特に、子どもには注意を呼び掛けてください。

十分な道路幅を除雪するため、道路に自動車などを駐車、放置しないでください。

農地や空き地を排雪場として、利用させていただくことがありますのでご了承ください。

家の出入口や屋根の雪は、道路に捨てないでください。

建設課道路公園維持係
☎ 63-5118

新潟県の雪情報システム

をご利用ください

県は、冬期間における安全・安心な日常生活と社会経済活動の円滑化を図るため、降雪量予測情報などを専用ウェブサイトで提供しています。専用ウェブサイトは「新潟県雪情報」で検索ください。

家の除雪作業、通勤・通学などの外出時にご利用ください。

運用期間 3月31日(水)まで

県地域政策課特定地域振興班
☎ 025-280-5088



雪情報システム (スマホ版)

雪害によるLPガス事故防止のお願い

雪によるLPガスの事故を防ぐため、次のことに気を付けましょう。

- LPガス容器やメーター周辺、屋外設置の給湯器などは、雪に埋もれることがないよう除雪しておきましょう。
- 屋根の雪下ろしの際は、周囲のLPガスの設備に雪が掛からないよう注意しましょう。
- 排気筒や吸気口が雪で塞がれていないか、排気筒に破損はないか点検しましょう。

(一社)新潟県LPガス協会
☎ 025-267-3171

不動産の公売を行います

市税の滞納処分のため差し押さえた不動産を、入札により公売します。

① 3月10日(水) 午後2時～2時15分

② 市役所本庁舎会議室棟第2会議室

③ 公売物件が農地になりますので、入札参加に農業委員会発行の「買受適格証明書」が必要です。

物件番号	所在地	地目	地籍 (㎡)	見積価額 (円)
①	新穂舟下	田	1,440	314,000
②			454	89,000

入札される方は2月10日(水)までに農業委員会へ申請してください。市税の完納などにより公売を中止することがあります。

詳しくは、市ホームページまたは、窓口に備え付けのご案内をご覧ください。

税務課収納係

☎ 63-5110

悪質な密漁に対する罰則が強化されました

漁業法改正に伴い、悪質な密漁に対する罰則が次のとおり強化されました。

- 特定水産動植物(アワビ、ナマコ)を許可、漁業権などに基づかず捕った者
- 特定水産動植物が違法に捕られたことを知りながら、運搬、保管、取得し、または処分の媒介、あっせんをした者

3年以下の懲役または
3,000万円以下の罰金

漁業権の対象となる水産動植物(サザエなど)を権限なく捕り漁業権侵害の罪が適用された者

100万円以下の罰金

佐渡地域振興局水産庁舎

☎ 27-2860

農林水産課水産振興係

☎ 63-3761